

平成28年度(平成29年3月31日現在)貸借対照表

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	141,458	保険契約準備金	5,561,432
預貯金	141,458	支払備金	12,418
買入金銭債権	41,499	責任準備金	5,549,014
金銭の信託	965,032	代理店借	4,984
有価証券	4,404,883	再保険借	7,199
国債	68,744	その他負債	42,675
地方債	6,739	未払法人税等	2,911
社債	55,882	未払金	8,672
外国証券	1,715,807	未払費用	4,550
その他の証券	2,557,710	預り金	19,343
貸付金	208,643	金融派生商品	6
保険約款貸付	422	リース債務	207
一般貸付	208,220	資産除去債務	132
有形固定資産	560	仮受金	6,851
建物	246	価格変動準備金	84,000
リース資産	188	負債の部合計	5,700,291
その他の有形固定資産	126	(純資産の部)	
無形固定資産	4,471	資本金	41,060
ソフトウェア	4,467	資本剰余金	24,735
リース資産	3	資本準備金	24,735
再保険貸	2,851	利益剰余金	64,435
その他資産	25,001	利益準備金	1,850
未収金	3,798	その他利益剰余金	62,585
前払費用	362	繰越利益剰余金	62,585
未収収益	16,023	株主資本合計	130,230
預託金	3,810	その他有価証券評価差額金	7,522
金融派生商品	2	繰延ヘッジ損益	3
仮払金	1,005	評価・換算差額等合計	7,525
繰延税金資産	43,644	純資産の部合計	137,756
資産の部合計	5,838,048	負債及び純資産の部合計	5,838,048

(貸借対照表の注記)

平成28年度末

1. 有価証券（買入金銭債権及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）はすべて時価のあるものであり、その評価は次のとおりであります。
 - (1) 売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）
 - (2) 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）
 - (3) その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。ただし、外貨建債券については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については、為替差損益として処理する方法を採用しております。

2. 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券を保有しております。

責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。

保険商品の特性に応じて通貨別に小区分を設定し、リスク管理を適切に行うために各小区分を踏まえた全体的な資産運用方針と資金配分計画を策定しております。

また、責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションが一定幅の中で一致していることを定期的に検証しております。

なお、小区分は次のとおり設定しております。

個人保険・個人年金保険

ただし、一部保険種類・保険契約を除く。

(追加情報)

当期より、運用環境に応じた運用手法及びALMの高度化を図る目的で、米ドル建て個人保険契約の一部について小区分を縮小しております。この変更による貸借対照表及び損益計算書への影響はありません。

3. デリバティブ取引（金銭の信託において信託財産として運用しているデリバティブ取引を含む）の評価は時価法によっております。

4. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

- (1) 建物及びその他の有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

- (2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。

5. 外貨建資産・負債は3月末日の為替相場により円換算しております。

6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上することとしております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上することとしております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上することとしております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行うこととしております。ただし、上記の手続きにて査定した結果、当社の債権について全額回収可能と判断しましたので、貸倒引当金を計上しておりません。

7. 従業員及び執行役員の賞与に充てるため、当年度末における支給見込額を未払費用に計上しております。

8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
9. ALM(資産負債総合管理)における金利変動リスクを適切にコントロールする目的で金銭の信託において信託財産として運用している金利スワップ取引の一部については、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号)に基づく繰延ヘッジ処理及びヘッジ有効性の評価を行っております。ヘッジ有効性の評価はヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。
10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
11. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)。
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式。ただし、特別勘定にかかる保険料積立金については、保険業法施行規則第69条第4項第3号に定める方式。
12. 無形固定資産の減価償却の方法
- (1) ソフトウェア
利用可能期間に基づく定額法によっております。
- (2) リース資産
リース期間に基づく定額法によっております。
13. 金融商品に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 金融商品の状況に関する事項
当社では、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定と、それ以外の一般勘定に区分して資産の運用を行っております。

特別勘定の資産の主な投資対象は、貸借対照表上の有価証券に表示されており、契約者の特定の目的を果たすために当社が管理及び運用している投資信託であります。

一般勘定の資産の主な投資対象は、貸借対照表上の金銭の信託及び有価証券に表示されており、安全性と中長期的な安定収益の確保を基本方針とし、債券を中心とした運用を行っております。

上記で保有する運用資産には、主に市場リスク及び信用リスクがあります。これらの資産運用リスクの管理にあたっては、当社の資本、収益状況等を考慮し、リスク特性に応じたリスク限度を設定し、適切にこれを管理しております。

特別勘定の資産から生じる損益は責任準備金繰入額もしくは戻入益により相殺されるため、当社の損益には影響がありません。したがって、資産運用リスクは基本的に保険契約者に帰属することとなります。なお、特別勘定のもとで投資した有価証券は売買目的有価証券として時価で評価されております。

一般勘定における定額個人年金保険及び定額個人終身保険に係る運用については、ALM(資産負債総合管理)の観点から、市場リスク・信用リスク等に十分留意した上で内外債券への投資を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

主な金融資産にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預貯金	141,458	141,458	—
買入金銭債権	41,499	41,499	—
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	846,000	846,000	—
その他の金銭の信託	119,031	119,031	—
有価証券			
売買目的有価証券	2,549,707	2,549,707	—
責任準備金対応債券	1,431,806	1,459,722	27,916
その他有価証券	423,370	423,370	—
貸付金			
保険約款貸付	422	422	—
一般貸付	208,220	207,425	△795
金融派生商品(※1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(4)	(4)	—
ヘッジ会計が適用されているもの(※2)	5	5	—

- (※1) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。
- (※2) ヘッジ会計が適用されているものには、金銭の信託内において実施しているものを含んでおります。

(注) 金融商品の時価の算定方法は、次のとおりであります。

- ① 預貯金及び買入金銭債権
預貯金及び買入金銭債権はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ② 金銭の信託
金銭の信託内で実施しているデリバティブ取引は、取引先金融機関から入手した価格によっております。
- ③ 有価証券（金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）
3月末日の市場価格等によっております。また、投資信託は基準価額等によっております。
- ④ 貸付金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付は、貸付金の種類及び期間、信用リスクを考慮した上で、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。
- ⑤ 金融派生商品
取引先金融機関から入手した価格によっております。

14. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表計上額は、148,162百万円であります。

15. 有形固定資産の減価償却累計額は1,347百万円であります。

16. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は2,553,766百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

17. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、次のとおりであります。

(繰延税金資産)	
保険契約準備金	20,923 百万円
価格変動準備金	23,520 百万円
その他	<u>2,134 百万円</u>
繰延税金資産小計	46,578 百万円
評価性引当額	0 百万円
繰延税金資産合計	<u>46,577 百万円</u>
(繰延税金負債)	
繰延税金負債合計	2,933 百万円
繰延税金資産の純額	<u>43,644 百万円</u>

当年度における法定実効税率は28.24%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は28.08%であります。法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、受取配当金の益金不算入等の永久差異であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当期より適用しております。

18. 担保に供されている資産の額は、現金3,673百万円であります。

19. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約により借り入れている有価証券164,981百万円、再保険取引で借り入れている有価証券5,199百万円であり、全て自己保有しております。

20. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は358百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は131,888百万円であります。

21. 1株当たりの純資産額は10,468,634円27銭であります。

- 2 2. 平成 8 年大蔵省告示第 5 0 号第 1 条第 5 項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当期末残高は2,325百万円であります。
- 2 3. 保険業法第 2 5 9 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は7,697百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
- 2 4. 退職給付に関する事項は次のとおりです。
 - (1)採用している退職給付制度の概要
当社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。
 - (2)確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、142百万円であります。
- 2 5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成 28 年度

平成 28 年 4 月 1 日から

平成 29 年 3 月 31 日まで

損益計算書

(単位: 百万円)

科 目	金額
経 常 収 益	1,272,843
保 險 料 等 収 入	1,083,895
保 險 料	1,071,113
再 保 險 収 入	12,781
資 産 運 用 収 益	185,621
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	60,761
預 貯 金 利 息	147
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	53,841
貸 付 金 利 息	6,400
そ の 他 利 息 配 当 金	371
金 銭 の 信 託 運 用 益	14,512
有 価 証 券 売 却 益	1,306
為 替 差 益	27,658
特 別 勘 定 資 産 運 用 益	81,380
そ の 他 経 常 収 益	3,327
年 金 特 約 取 扱 受 入 金	3,313
そ の 他 の 経 常 収 益	14
経 常 費 用	1,215,151
保 險 金 等 支 払 金	469,395
保 險 金	58,807
年 金	82,882
給 付 金	126,563
解 約 返 戻 金	118,042
そ の 他 返 戻 金	3,357
再 保 險 料	79,742
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	673,078
支 払 備 金 繰 入 額	2,813
責 任 準 備 金 繰 入 額	670,265
資 産 運 用 費 用	1,527
支 払 利 息	0
有 価 証 券 売 却 損	1,299
有 価 証 券 償 還 損	1
金 融 派 生 商 品 費 用	174
そ の 他 運 用 費 用	51
事 業 費 用	61,328
そ の 他 経 常 費 用	9,820
税 金	8,038
減 価 償 却 費	1,779
そ の 他 の 経 常 費 用	2
経 常 利 益	57,692
特 別 損 失	28,907
固 定 資 産 等 処 分 損	1
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	28,906
税 引 前 当 期 純 利 益	28,784
法 人 税 及 び 住 民 税	16,800
法 人 税 等 調 整 額	△8,718
法 人 税 等 合 計	8,081
当 期 純 利 益	20,703

(損益計算書の注記)

平成28年度

1. 関係会社との取引による費用の総額は20百万円であります。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、外国証券1,306百万円であります。
3. 有価証券売却損の主な内訳は、外国証券1,299百万円であります。
4. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は86百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は37,937百万円であります。
5. 金銭の信託運用益には、評価損が930百万円含まれております。
6. 1株当たりの当期純利益は1,573,299円33銭であります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。
7. 再保険収入には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額2,541百万円を含んでおります。再保険料には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額303百万円を含んでおります。
8. 関連当事者との取引に関する事項は、重要性を勘案し、記載を省略しております。
9. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。